

神奈川県監査委員公表第 17 号

監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第 5 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和 5 年 9 月 22 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	し	き	だ	博昭
同	松	本		清

監第 1164 号
令和 5 年 9 月 21 日

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	し	き	だ	博昭
同	松	本		清

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 5 年 7 月 24 日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から提出された令和5年7月24日付け請求書の内容

(原則、内容は原文のまま。ただし、被害者生徒及び加害者OBの氏名は、それぞれA及びBとし、県の訴訟代理人はXとしている。)

第1 請求

- 1 神奈川県に生じた2,041万9,000円の損害を補填する為に、知事が米山謙、池田照美、水上吉央、箆島(おさじま)勇貴、守屋彰、齋藤正幸、金子涼に対し、連帯して、同額を県に支払うよう請求することを含め、必要な措置を講じることを、監査委員が知事に勧告することを求める。
- 2 神奈川県に生じた1,900万円の損害を補填する為に、知事が黒岩祐治及び花田忠雄に対し、連帯して、同額を県に支払うよう請求することを含め、必要な措置を講じることを、監査委員が知事に勧告することを求める。

第2 事実

上記の請求1、2の前提となる事実の概要は、以下のとおりである

- ア 平成29年8月8日、神奈川県立麻生高校は夏休み中であつたが、野球部は練習をしており、顧問教諭箆島勇貴、守屋彰、齋藤正幸、金子涼のうち箆島教諭のみが立ち会っていた。そうした中、午後3時半頃、フリーバッティングの練習中、事故が発生した。投手の1年生Aが投げた球を、大学1年生のB(同校の卒業生で、野球部員であつた)が金属バットで打った。その球が、Aの右顔面を直撃し、Aは2度の全身麻酔による手術と入院をした。そして、後遺症が残った。
- イ Aは、令和2年7月13日、箆島顧問に、防御装置の配置等に関し、安全配慮義務違反があつた等と主張し、国家賠償法1条1項に基づき、8,346万4,706円の支払いを県に求めて、横浜地裁に提訴した。内訳は、逸失利益6,572万7,081円、慰謝料1千万円、そして弁護士費用であつた。
- ウ 本件訴訟は令和2年(ワ)第2724号損害賠償請求事件として、横浜地裁第4民事部合議B2係で審理され、県は請求棄却を求めて争つた。また、県は、仮に損害賠償責任が県にあるとしても、Aにも過失があり、5割の過失相殺が妥当であるとも主張した。なお、県の訴訟代理人は、X弁護士であつた。
- エ 横浜地裁は和解を勧告した。内容は、県議会の承認を条件として、県はAに1,900万円を支払う等であつた。
- オ 和解案は、県議会文教委員会で審議され、了承され、令和5年3月15日、県議会本会議で、承認された。
- カ 令和5年3月24日、横浜地裁で、和解が成立した。そして、同年4月28日、県は、Aに、1,900万円を支払った。
- キ 県はX弁護士に、着手金51万7,000円(令和2年11月11日)、継続金38万5,000円(令和4年4月15日)、終結金51万7,000円(令和5年4月25日)の合計141万9,000円を支払った。

第3 原因

1 請求1の原因

- ア 本件事故によって県は和解金と弁護士費用の合計2,041万9,000円を支出し、同額の損害が、県に発生した。
- イ 本件事故の最大の問題は、本件高校とは無関係の者であるBが起こした事実である。Bは同校卒業生で、野球部OBであるとしても、卒業すれば、同校とは無縁の者である。そのBが本件高校野球部の練習に参加し、打撃練習をしていたというのは、社会常識に著しく反する。
- ウ そうすると、Bの野球部練習への参加、特にフリーバッティングへの参加に、顧問の箴島教諭に、重大な過失があった。他の3名の顧問教諭、校長、副校長、教頭にも、同等の過失があった。
- エ ところで、国家賠償法1条1項のいう損害賠償額には、県の訴訟代理人弁護士への報酬は含まれないようである。しかし、本件事故が発生しなければ、県がX弁護士に着手金等を支払う必要もなかった訳であるから、141万9,000円のX弁護士への支払いは、和解金1,900万円と、密接に関連している。したがって、県は、箴島ら7名に対し、連帯して、2,041万9,000円を支払うよう請求するべきである。
- オ なお、着手金と継続金の支払いから、既に1年以上経過しているが、訴訟継続中に、これらの支出を不当または違法として住民監査請求をすることはできない。したがって、これらの支出については、地方自治法242条2項のただし書きが適用されるべきである。

2 請求2の原因

- ア 県がAに1,900万円を支払う等の和解案は、令和5年3月1日、文教委員会で審議された。しかし、教育委員会が用意した資料には、本件事故の加害者が本件高校とは無関係の者であるとの情報は隠蔽されており、資料を見た、あるいは読んだ委員は、本件高校の野球部の生徒が打った球が、運悪く、投手の顔を直撃したと理解するであろう。すなわち、教育委員会は、委員らを錯誤に陥れ、文教委員会の了承を得たのである。
- イ そして令和5年3月15日、黒岩知事は、重要な事実を隠蔽したまま、議案173号を他のいくつもの議案と一括して採択にかけ、反対ゼロで、承認を得た。
- しかし、重要な事実が議員に何等説明されていない第173号議案は、明確な議会の承認を得たとは到底いえず、むしろ、議会の錯誤による承認で無効と解すべきである。
- そうすると、本件和解は、無効な文教委員会及び県議会の承認に基づくものであるから無効であり、県の1,900万円の支出は、違法ということになる。
- ウ 従って、知事は、黒岩祐治及び花田忠雄（教育長）に対し、連帯して、1,900万円を県に返還するよう、請求しなければならない。

第4 結論

国家賠償法1条2項に基づき、箴島ら7名に対して、連帯して2,041万9,000円を県に支払うよう、知事は請求すべきであり、その請求を怠っているのは、県財産の管理を違法に怠っていることになる。

また、花田と黒岩は、不法行為によって県に1,900万円の損害を与えたから、知事は、両名に対し、連帯して1,900万円を県に支払うよう、請求しなければならない。その請求を怠ることは、知事が県財産の管理を違法に怠ることに当たるといえるべきである。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

事実証明書1 訴訟記録の第三者閲覧の結果

事実証明書2 起案文書(件名:訴訟事件に係る訴訟代理人の選任等について(伺い))

事実証明書3 平成29年度 学校要覧 神奈川県立麻生高等学校

事実証明書4 令和5年3月1日 令和5年第1回神奈川県議会定例会 文教常任委員会資料(令和5年2月27日付託分)

事実証明書5 令和5年第1回神奈川県議会定例会議案(令和4年度 条例その他)

事実証明書6 議会かながわNo.178(令和5年5月10日発行)

事実証明書7 執行伺票兼支出命令票(訴訟事件等報償金)

事実証明書8 県が訴訟代理人に支払った継続金の額を証明する書面

事実証明書9 起案文書(件名:(政策法務課)訴訟事件等報償金(伺い))

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和5年7月24日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から、令和5年8月10日に事実証明書10から事実証明書12の証拠が追加提出された。

事実証明書10 平成29年8月8日発生の事故に係る事故報告書(麻生第17号平成29年9月6日)

事実証明書11 平成29年7月13日発生の事故に係る事故報告書(麻生第17号平成29年9月6日)

事実証明書12 訴状

(2) 陳述書の提出

請求人は、令和5年8月16日付けで陳述書を提出した。

(原則、内容は原文「陳述書」のまま。ただし、被害者生徒及び加害者OBの氏名は、それぞれA及びBとしている。)

2点について、意見を述べます。

- 1 第1は、県が1,900万円の和解金を支払った原因は、大学生のBが打撃練習をしたことだという点です。

野球部の活動は高校教育の一環として行われているのであり、在学していない者が参加していた事実自体、異常です。さらに驚くのは、箴島教諭が、在学していないBに、打撃を指示した事実です(訴状、4頁、11—14行目)。

夏休み中の練習計画は顧問が事前に作成し、校長に提出していたはずで、当時の米山謙校長等も、Bが練習に参加するのを知っていたと思われます。

なお、本件事故(平成29年8月8日)の26日前の7月13日にも、朝の練習で、打球が生徒の目付近に当たり、重症を負う事故が生じていた。(訴状、6頁、下から4行目以下)。

本件事故には、顧問の教諭のみならず、管理職にも、故意又は重大な過失があったと私は思います。

- 2 第2は、和解案の議決(地方自治法96条1項12号)についてです。

県議会の議決は、和解案の内容を慎重に審査した上でされなければならない。ところが、文教委員会の委員に県教育委員会が配布した資料には、重要な情報が秘匿されている。すなわち、本件事故の加害者である打者が、高校生ではない事実が、隠蔽されている。その結果、委員会で、望月聖子委員が何点か質問をされたが、同委員は、加害者が麻生高校野球部員であると信じ込んでいたように思われます。

県教育委員会は重要な事実を隠し、議決を令和5年3月3日に得たが、同議決は錯誤により、取り消し得るものと言えるでしょう(民法95条1項)。

そして、県議会定例会に議案173号は上程されたが、黒岩知事は、議員に、本件事故に関する重要な事実を何ら説明することなく、他の多くの議案と一括して採択に付し、令和5年3月15日、承認の議決を得た。しかし、この議決も、また、錯誤により取り消し得るもので、「意味ある議決」とは言えない。

県がAに1,900万円を支払ったのは、不当または違法な公金の支出である。

- 3 蛇足ながら、重過失について、請求1との関係で付言する。

重過失を、故意に近い過失と解する説があるが、学者の中には、そこまで厳格に解する必要はないと主張する者もある。東京地方裁判所は、「国家賠償法1条2項(は)公務員に軽過失があるにとどまる場合に求償権の成立を認めない趣旨」であるというから、後者の立場であろう(判例時報、2104号19頁、特に33頁2段目3—6行目)。

そこで本件の請求1であるが、麻生高校とは無縁の者を校舎敷地内に立ち入らせて野球の練習に参加させたこと、箴島教諭がBを指名し打撃練習をさせて本件事故が発生したこと、26日前に同様の事故が起きていたことから、箴島教諭らに

は、どう解釈しても、重過失があった。

(3) 陳述の内容

請求人は、令和5年8月16日9時00分から神奈川県庁（以下「県庁」という。）新庁舎3階の第1監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった（原則、内容は発言のまま。ただし、被害者生徒及び加害者OBの氏名は、それぞれA及びBとし、県の訴訟代理人はXとしている。）。

私は二つの点について、意見を述べたいと思います。

第1の点です。県立麻生高校の野球部で事故が生じた。その結果、被害者であるAさんが神奈川県に対して国家賠償法に基づき、8,300万円の損害賠償を請求しました。そして最終的には和解となり、神奈川県がAさんに1,900万円を支払った。そこで、もし、この野球部での事故に関して、野球部の顧問の先生、あるいは校長先生等に、重大な過失があったとすれば、神奈川県は、これらの先生方に対して、求償権を持つことになる。これは国家賠償法の1条2項の規定です。そこで私は、重大な過失が顧問の先生方にあったと思います。従って神奈川県は、これらの先生方に対して、求償をしなければならない。このように考えております。

なぜ私がそのように思うのか、これから述べます。まず、事故が起きたのは、平成29年8月8日、夏休みのことでした。野球部は練習をしていた。そして、3時半頃、打撃練習の最中である。打撃練習というのは、当然ながら、バッターがボールを打つ。そこに力点が置かれている練習です。その時、被害者のAさんによれば、顧問の箴島先生が、Aさんにピッチャーをしろと、指示されたと。そして、バッターにはBさんを指名したと。そしてBさんが金属バットで思いっきりボールを打ったと。その打球が、不幸にも、ピッチャーのAさんの顔に当たったと。そして、Aさんは、全身麻酔の手術を2度も受け、入院し、後遺症が残ったというので、県に対して、8,300万円を請求したと。こういう事案であります。

そこで私が思うのは、このバッターのBさんは高校生ではなかったと。なぜ高校生ではないBさんが、野球部の練習に参加していたのか。これが私は第1の大きな問題だと思えます。あるいは、一番重要な問題だと思っています。野球部の練習というのは、当然ながら高校教育の一環として行われているものです。それは何も野球部だけではない、サッカー部もそうでしょう。書道部もそうでしょう。演劇部もそうでしょう。高校の教育の一環として行われているはずの、野球部の練習になぜ、大学一年生が参加し、さらには打撃練習という打撃を主体とした練習に指名されて、思いっきり金属バットで打ってしまったのか。

私はここに、当日練習に立ち会っていた顧問の箴島先生の重大な過失がある。このように思います。それは何も箴島先生だけではなく他に、3人の顧問の先生がおられると。そしてまた校長先生、教頭先生もおられ、当然校長先生等も、夏休みの野球部の練習がどういうことをするのかというのは知っていたはずで。それは事前に野球部にかかわらず、練習計画というのを作成して提出しているわけです。そうであれ

ば、高校生でない者が、参加するというのも、校長先生等は知り得たのではないか、知り得たと思う。そうであれば、校長先生は、その職務上、箴島先生等に対して、しかるべき指示等を出すことができたし、出さなければいけなかった。ところが、どうもそうではないようである。ここに私は、校長先生等にも重大な過失があったと、こういうふうに思います。

もう一つ、この点に関して指摘しなければいけない点がある。それは8月8日に起きた事故の25、6日前、7月18日。朝の練習において同じ事故が起きていると。高校生のピッチャーが投げたボールを高校生のバッターが打って、そのボールがピッチャーの顔面に当たったと。その結果目に重大な負傷を負ってしまったと。1ヶ月も経たないうちに、事件が二つ起きているわけです。そうであれば、打撃練習というのはいかに危険なものであるかというのは身をもって、箴島先生等の顧問のみならず、校長先生等も知り得たはずです。そうであればなおさらのこと。Bさんが打撃練習をするということに関しては、重大な、過失が顧問の先生等にあったというふうに思います。

従いまして、私は、この1,900万円、さらには県が裁判で争った、その時に、X弁護士に代理になってもらったと。そして報酬を支払ってると。その報酬をも含めて、県に生じた損害を求償するべきだ。私はこのように思うのであります。

第2点目です。裁判が、裁判所の勧告によって和解で終わったと。そのとき、地方自治法の96条によれば、和解をする前に、和解案というものを県の議会が承認するという議決をしなければいけない。96条でそういうふうにはっきりと書いてあります。そこで今年の3月、令和5年3月に県議会が和解案について、形の上では確かに承認の議決をしていると。

しかしこの議決が果たして地方自治法96条のいう、議決に値するのかわ。私は値しないと、こう考えます。それはなぜか。まず、第一段階として、常任委員会の一つである文教委員会で、この和解案が審議された。そこでは当然なぜ裁判が起こされたのかと。なぜ裁判になったのか。どのような事実関係に基づいて、いくら被害者の原告の人が、県に対して支払いを求めているのかと。それに対して、県はどういうふうな反応したのかというような、骨格となる事実関係等について十分理解した上で、和解案について検討し、和解するのが得策であると、和解するべきだとした方が良いという判断に至って、承認の議決をする。これが地方自治法96条のいう県議会の議決であるというふうに、私は社会常識に照らして思うのであります。そういう議決に、この3月の県議会の議決がなっているかと。私は大きな疑問を感じています。

まず文教委員会で質疑応答についてです。12、3名の委員から構成されていると思いますが、その中で望月聖子委員が、いくつか質問をされていると、和解案について。それに対して教育委員会の担当者が応答していると。その質疑応答を聞きながら、私は、大変失礼な言い方ではあるが、望月先生は重要な事実を認識されていないのではないかと、そういう印象を持ちました。そして今でも思っています。それはある意味無理からぬことかもしれない。というのは、教育委員会が用意した、そして、各委員に配布したと思われる和解案についての資料を見てみると、被害を受けたのは高校

生であるということはわかるけども、加害者、バットで打ったその人が高校生ではない、県立麻生高校とは無関係の人である、ということは想像できない。誰もが、高校生の間で何らかの衝突等があつて、不幸な事故が発生し、裁判になった。そして、裁判所の和解勧告で和解しようというのであろうと思う。そして和解案を検討して、これでよいということで承認の議決をした。それが3月初めの文教委員会での議決であるというふうに私は思います。

そして、それを受けて、黒岩知事が3月15日、議会の最終日、定例会の最終日に、県議会議員全体の承認を得るべき議決に臨んだと。その時、黒岩知事が用意した資料を見ても、これまた重要な事実が抜けている。その結果、私はあえて言えば、県議会議員全員が、錯誤に陥っている。教育委員会が、故意に文教委員会の委員のみならず、県議会議員全員を、錯誤に陥れたと。重要な事実を故意に隠したと、隠蔽したと。不都合だから。私はそういうふうに思います。

そしてこの議案173号、和解案についての議案は、何ら討論の対象にならなかった、3月15日。それのみならず、他の10以上もの議案と一括して、賛成反対の決がとられて、反対0、賛成全員ということで承認の議決がされた。しかし私は、これは錯誤のある、錯誤による議決であると思います。そこでこの錯誤についての民法95条の規定を見てみると、重要な事項について錯誤があつた場合、その意思表示は、取り消すことができる。一昔前の言葉では、無効であると、それが取り消すことができるというふうになっている。取り消すことができるような議決を、地方自治法の96条が議決といっているのではない。そうであれば、このあやふやな県議会の議決に基づいて、黒岩知事が裁判所で、和解を成立させ、その和解に基づいて、今年の4月ですか、1,900万円を公のお金の中から支出し、Aさんに1,900万円を支払った。これは違法または不当な支出であるというふうに思います。

言葉を換えて言うなれば、教育委員会と黒岩知事は共謀して、神奈川県に対して不法行為を行った。民法709条によれば、黒岩氏と、教育委員会の代表者、教育長花田氏は、連帯して、1,900万円を神奈川県に損害賠償しなければいけない。私はこのように考えるのであります。

以上をまとめますと、監査請求書の第1のところを書いたように、請求1、請求2としましたが、県に生じた損害を回復するべく、黒岩知事が、必要であり適切な措置を講ずるよう、監査委員が知事に対して勧告する。この勧告を私は求めたいと、こういうふうに思います。

これで陳述を終わります。どうも失礼しました。

2 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について、以下のとおり主張していると認められる。

本件監査請求において、請求人は、平成29年8月8日に県立麻生高等学校（以下「本件高校」という。）グラウンドで野球部のフリーバッティング練習中に発生した事故（以下「本件事故」という。）について、本件高校とは無関係の野球部OBが、練習に参加

して打撃練習をしていたことが社会常識に著しく反しており、特にフリーバッティングに参加させたことについて、練習に立ち会っていた顧問教諭1名に重大な過失があり、他の3名の顧問教諭、校長、副校長及び教頭にも同等の過失があることから、県は、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項に基づき、この7名に対して求償権を有するにもかかわらず、その行使を怠っていることは県の財産の管理を違法に怠っていることになると主張している。

また、和解金の議会承認について、常任委員会及び県議会定例会において、加害者が本件高校とは無関係の者であるという重要な事実が隠蔽されたまま、議会の錯誤により承認を得ているので無効と解すべきであり、無効な議会承認に基づく和解も無効であり、その無効な和解に係る県の支出は違法であることから、知事は、不法行為を行った教育長と知事に対し、損害を賠償するよう請求すべきであるにもかかわらず、これを怠っているのは県の財産の管理を違法に怠っていることになると主張している。

こうした請求人の主張を踏まえ、監査の実施に当たっては、請求対象となっている練習に立ち会っていた顧問教諭1名、その他の顧問教諭3名、校長、副校長及び教頭について、重大な過失があったのか否か、加害者が本件高校とは無関係の者であるという事実が和解金の議会承認に与える影響について調査し、求償権及び損害賠償請求権の行使を怠る事実の有無を監査することとした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件事故の被害者生徒が県を提訴した損害賠償請求事件（令和2年7月13日提訴。以下「本件訴訟」という。）において被告県の指定代理人であった教育局支援部学校支援課（以下「学校支援課」という。）及び同局指導部保健体育課（以下「保健体育課」という。）を選定した。そして、令和5年8月17日10時から県庁新庁舎3階第1監査室において学校支援課の職員調査を実施し、本件訴訟について聴取を行うとともに、同日11時から同室において保健体育課の職員調査を実施し、本件事故について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

学校支援課及び保健体育課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 学校支援課

ア 本件訴訟における裁判所の心証について

本件訴訟は、令和4年8月18日に裁判所から原告・被告双方に和解協議についての意向確認があり、令和5年3月24日に和解が成立した（以下「本件和解」という。）。

以下の(ア)、(イ)中の引用符は、期日における裁判所が述べた文言を復命書から引用したものである。

(ア) 令和4年8月18日弁論準備手続期日において、和解条件等について個別に話を行うため原告が退室した後に、「現在の心証をお伝えする。これまでの経緯（前件事故があったこと、注意すれば顔をネットに隠したが、出てしまっていること

が何度かあったこと、動作練習まではしていなかったこと)等を考慮すると、ある程度、被告側に責任があるのではないかと考えている」。

- (イ) 令和4年10月4日弁論準備手続期日において、裁判所から、原告から示された和解条項(案)について、被告の意見を聞きたいと伝達があり、原告が退出した後、「改めてお伝えするが、原告は、ネットに隠れるよう指示を受けても、回避する動作ができない(体が流れる)状況であった。その点で、体が流れることを顧問教諭が認識していたとすれば、投手役をやめさせる中止義務があり、顧問教諭が注意の声かけをしていたことからすると、原告の回避する動作ができない(体が流れる)状況を認識していたと認められ、有責だと考えている」(以下、同日に裁判所が心証を開示した顧問教諭の過失の内容を「裁判所が心証を開示した顧問教諭の過失内容」という。)

裁判所が心証を開示した顧問教諭の過失内容は、OBが打席に入った時点で、原告に打撃投手をやめさせるべきであったというのではなく、その後、原告がOBに対する打撃投手役を続ける中で、ネット裏に隠れる動作ができない状況となり、これを顧問教諭が認識していたにもかかわらず、原告の打撃投手をやめさせなかったことを過失ととらえるものであり、注意義務の発生時期はOBが打席に立った時点ではなく、その後に原告が投球後に隠れる動作ができなくなった時点ととらえているものと解される。

イ 本件和解が指す「再発防止」について

和解条項における「本件と同種事故(フリーバッティングの際に投手に打球が直撃する事故)の再発防止に向けて」との文言は、OBが参加するか否かにかかわらず、すべての形態の下でのフリーバッティングを行う際の再発防止が含まれるものと理解している。

ウ 本件和解で被告県が原告生徒に支払う本件事故に係る解決金について

和解交渉において、裁判所からは、損害額の算定において原告に打球を直撃させた人物がOBであることを指摘されたことはなく、裁判所が認めた過失の内容においても、OBが打席に立ったこと及び原告に打球を直撃させた人物がOBであることは考慮されておらず、「原告は、ネットに隠れるよう指示を受けても、回避する動作ができない(体が流れる)状況であった。その点で、体が流れることを顧問教諭が認識していたとすれば、投手役をやめさせる中止義務があり、顧問教諭が注意の声かけをしていたことからすると、原告の回避する動作ができない(体が流れる)状況を認識していたと認められ、有責だと考えている」と指摘している。また、和解案及び和解条項においても、原告に打球を直撃させた人物がOBであるという事情についての記載等はない。したがって、原告に打球を直撃させた人物がOBであるという事情は考慮されていない。

エ 「本件事故の最大の問題は、本件高校とは無関係の者であるOBが起こした事実である」「OBの野球部練習への参加、特にフリーバッティングへの参加に、顧問の箧島教諭に、(国家賠償法第1条第2項の) 重大な過失があった」との請求人の主張に対する見解について

国家賠償法第1条第2項の重過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当とする」(失火責任法に関する最判昭和32. 7. 9)とされ、主要な文献では、「著しく注意を欠いた場合」と説明されている(注解法律学全集7「国家賠償法」園部逸夫監修、西埜章著249頁)ところ、本件においては、以下に述べるとおり、顧問教諭に上記重過失が認められないことは明らかである。

① 当該OBは、委嘱等を受けるなどしたコーチの立場にはなかったが、直近の夏の大会の応援に行った際に、顧問である箧島教諭と金子教諭から、夏休みの期間に練習を手伝ってほしい旨を依頼され、8月に入ってからは、ボランティアとして野球部の練習に参加していた。当時は夏の大会が終わり、3年生が部活を引退したことにより、部員数が7名となってしまい、できる練習に限りがでてしまうことから、可能であればOBに練習に参加してもらいたいとの事情があった(本件事故当日は練習に参加していた部員が原告を含めて5名のみであった。)。したがって、本件事故が、本件高校とは無関係の者が起こした事故であるということとはできない。

② 本件事故から1か月近く前の平成29年7月13日に本件高校グラウンドで野球部の練習中に発生した事故(以下「前件事故」という。)は、本件高校の現役野球部員の打球が投手を直撃した同様の事故であることからもうかがわれるように、本件事故は、OBという特定の個人が打席に立ったことにより、生じた事故であるとはいえない。すなわち、誰が打者であったとしても起こり得る事故であり、元4番打者であったという打撃能力(ただし、OBは大学入学後は野球を続けていない。)など、OBの個人的、主観的事情により、本件事故発生蓋然性が高まったということとはできない。

ちなみに、打者と投手間の距離を約15メートルとしていた本件において、打球速度を仮に時速100キロとすると、打球が投手に到達するまでの時間は0.54秒、80キロとした場合は0.67秒であり、その差は0.13秒であることから、本件事故の打球速度は明らかではないものの、OBが打ったとしても、現役野球部員の打球と比べ、経験則上、打球を避けることが著しく困難であったとはいえない。

したがって、OB以外の現役野球部員が打席に立った場合との比較において、OBを打席に立たせたことにより事故発生の危険性が高まるのが容易に明らかであったとはいえず、顧問教諭が、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果(本件事故の発生)を予見することができた場合であるのに、漫然これ

を見すごしたということとはできない。

- ③ 審理の経過において、原告は、本件打撃練習はOBが打席に立っているのであるから原告のための練習ではなく、練習それ自体に必要性、合理性が存しないと主張しつつも、これに続いて、打者は、大学1年生で、本件高校野球部の元4番打者のOBであった上、顧問教諭からフルスイングをしないようにとの指示はなされておらず、現にフルスイングをしていたことから、ピッチャー返しの強い打球を容易に予測できたと主張しているのであって、OBをフリーバッティングの打席に立たせたこと自体が、重過失はもとより過失に当たるとの主張をしているものではない。
- ④ また、審理の過程で、とりわけ和解勧告における裁判所が心証を開示した顧問教諭の過失内容においては、OBをフリーバッティングの打席に立たせたことを問題視するような指摘は一切なかったことからすると、裁判所が、OBの野球部練習への参加、特にフリーバッティングの打席に立たせたことについて、顧問教諭に、国家賠償法第1条第2項の重大な過失があったとの認識を抱いていなかったことも明らかである。

むしろ、裁判所が心証を開示した顧問教諭の過失内容からすると、OBのフリーバッティングの打席の途中で、原告の打撃投手をやめさせなかったことが過失に当たると指摘しているのであって、本件事故時のフリーバッティングにOBを参加させ、打席に立たせたことと本件事故の発生の間には条件関係はあるとしても、相当因果関係がないと判断していたと理解することができる。

- ⑤ さらに、フリーバッティング練習は、打者が打撃投手の投球を打ち、投手が投球後、L字型防球ネットの背後に隠れるという動作をきちんと行うという、打者と投手の双方の動作・関与が相まって成り立つものである。したがって、顧問教諭には、フリーバッティングの練習中に打者の打球が投手を直撃するという事故が発生することのないように、打者と投手の双方の状況を踏まえた指導が求められるものであり、裁判所が心証を開示した顧問教諭の過失内容が、OBがフリーバッティングの打席に立ったことを問題視することなく、打撃投手を務めていた原告に対する指導（打撃投手をやめさせなかったこと）に安全配慮義務違反があったとするのは、まさに上記顧問教諭に求められる指導を踏まえてのことと理解することができる。また、本件は誰が打者であったとしても、起こり得る事故であったことは前記②のとおりである。したがって、本件は、OBがフリーバッティングの打席に立ったという打者側の状況だけをとりえて（重）過失の有無を判断すべきものではないし、そのように判断することができない事案というべきである。

(2) 保健体育課

- ア 「本件高校とは無関係の者である」OBが「野球部の練習に参加し、打撃練習をしていたというのは、社会常識に著しく反する」との請求人の主張に対する見解に

ついて

当該OBについては、野球部OBであり、委嘱等を行ったコーチの立場にはなかったが、直近の夏の大会の応援に来たときに、顧問教諭である部長及び監督が夏休みの期間に練習を手伝ってほしい旨依頼し、8月に入ってから野球部の練習に参加していた。報酬等を支払うというものではなく、いくなればボランティアとして練習に参加してもらっていたということになる。

一般的にOBが練習に参加した場合には、指導的な立場で練習をサポートすること（ノッカー、打撃投手等）が主になるが、必要に応じて部員と同じ練習に参加すること（一緒にノックを受けること、打撃練習等に参加すること）も考えられる。本件高校野球部の場合には、部員数が少なく、円滑に練習を進めることをねらい、部員と同じ練習に参加することがあったと考えられる。特に事故が起きた日は、練習参加が5人であったこと、フリーバッティングのローテーションの中に、一人余りが生じたことでOBがフリーバッティングに参加することになった。この状況を考えると、OBがフリーバッティングに参加したことについて、著しく社会常識に反していないと考える。

イ 本件高校の校長、副校長、教頭及び野球部顧問教諭（本件事故発生時の現場にいた箆島顧問教諭を除く。）は、いつどのように本件事故を了知し、どのような対応を行ったのか

事故発生後、箆島教諭が救急車の要請をした後に、副校長に報告をしている。その日のうちに、箆島教諭と副校長が病院で保護者に経緯の説明と謝罪をした。校長及び教頭には、副校長から報告をされたものだと考える。箆島教諭以外の野球部顧問は、箆島教諭から説明を受け、保護者会開催に向けた連絡調整などの準備を箆島教諭とともに行った。8月14日に保護者会を開催し、事故の状況の説明や今後の対策について部員保護者へ説明をしている。

ウ 前件事故の概要と前件事故を受けての本件高校の対応について

平成29年7月13日の朝練で実施したフリーバッティングの練習中に発生した事故で打球が打撃投手の生徒の右目付近に当たってケガをした。事故現場にいたのは、副顧問の守屋教諭の外、ケガをした生徒を含む野球部員17名であった。夏の大会直前で3年生も在籍をしていた。

打撃投手と打者との距離が、投球がストライクゾーンに行くよう、約13メートルに設定しており、その距離の短さが前件事故を招く原因となっていたと考え、顧問教諭らは、打撃投手と打者との距離を15メートルに延ばした。距離を15メートルとしたのは、本件高校の野球部員のレベルに合わせて投球がストライクゾーンに入るよう考慮したためであり、フリーバッティング練習の際に打撃投手と打者との距離を本来の距離（18.44メートル）より短い15メートルで行うことは本件高校のような部員数や技術レベルの高校の野球部においては一般的に行われていることを確認した。

併せて、ヘッドギアよりも頭部を覆う面積が大きくつばがあるヘルメットを使用することとし、頭部や顔のケガを防ぐように配慮した。また、フリーバッティングの際に打撃投手に対して、投球後にネットの陰に隠れる動作をするよう声掛けすることを徹底することとした。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による学校支援課及び保健体育課からの説明、提出書類等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 本件事故の加害者である野球部OBが野球部の練習に参加した経緯について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 学校支援課－エ 「本件事故の最大の問題は、本件高校とは無関係の者であるOBが起こした事実である」

「OBの野球部練習への参加、特にフリーバッティングへの参加に、顧問の篠島教諭に、(国家賠償法第1条第2項の) 重大な過失があった」との請求人の主張に対する見解について」のとおり、本件事故当時は夏の大会が終了し、3年生が部活を引退したことにより部員数が7名と減ってしまい、できる練習が限られるという事情があることから、本件事故の加害者である野球部OB（以下「加害者OB」という。）は、顧問教諭2名から夏休みの期間に野球部の練習を手伝ってほしい旨の依頼を受けて練習に参加していた。

また、「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 保健体育課－ア 「本件高校とは無関係の者である」OBが「野球部の練習に参加し、打撃練習をしていたというのは、社会常識に著しく反する」との請求人の主張に対する見解について」のとおり、加害者OBがフリーバッティングに参加した経緯は、本件事故が起きた日に練習に参加した部員が5名で、フリーバッティングのローテーションに余りが1名生じる状況であり、これを補うためにフリーバッティングに参加したものである。

(2) 本件訴訟における裁判所の心証及び本件和解について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 学校支援課－ア 本件訴訟における裁判所の心証について」のとおり、裁判所は、県の過失の内容について、令和4年10月4日の心証開示で、原告（被害者）は、ネットに隠れるよう指示を受けても体が流れて回避する動作ができない状況で、顧問教諭がその状況を認識していたとすれば投手役を止めさせる中止義務があるが、顧問教諭が声掛けしていたことからすると、その状況を認識していたと認められることから有責であると指摘した。

また、「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 学校支援課－イ 本件和解が指す「再発防止」について」「ウ 本件和解で被告県が原告生徒に支払う本件事故に係る解決金について」のとおり、本件和解が指す「再発防止」にはOBが参加するか否かについては言及されておらず、和解交渉における損害額の算定では、裁判所からは、原告に打球を直撃させた人物がOBであるという事情は考慮されてい

なかった。

(3) 前件事故を受けて本件高校が実施した事故防止対策について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 保健体育課－ウ 前件事故の概要と前件事故を受けての本件高校の対応について」のとおり、本件高校は前件事故を受け、打撃投手と打者との距離を13メートルから15メートルに延ばした。距離を15メートルとしたのは、本件高校の野球部員のレベルに合わせて投球がストライクゾーンに入るよう考慮したためであり、フリーバッティング練習の際に打撃投手と打者との距離を本来の距離（18.44メートル）より短い15メートルで行うことは本件高校のような部員数や技術レベルの高校の野球部においては一般的に行われていることを確認した。併せてヘッドギアよりも頭部を覆う面積が大きくつばがあるヘルメットを使用するとともに、打撃投手に対して投球後にネットに隠れる動作をするよう声掛けを徹底することとした。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、請求人が主張する財産の管理を怠る事実（求償権及び損害賠償請求権の不行使）が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かについて、以下のとおり判断した。

本件監査請求において、請求人は、本件高校とは無関係の野球部OBが、練習に参加して打撃練習をしていたことが社会常識に著しく反しており、特にフリーバッティングに参加させたことについて、練習に立ち会っていた顧問教諭1名に重大な過失があり、他の3名の顧問教諭、校長、副校長及び教頭にも同等の過失があることから、県は、この7名に対して国家賠償法第1条第2項に基づく求償権を有するにもかかわらず、その行使を怠っていることは県の財産の管理を違法に怠っていることになると主張している。

また、和解金の議会承認について、常任委員会及び県議会定例会において、加害者が高校とは無関係の者であるという重要な事実が隠蔽されたまま、議会の錯誤により承認を得ているので無効と解すべきであり、無効な議会承認に基づく和解も無効であり、その無効な和解に係る県の支出は違法であることから、知事は、不法行為を行った教育長と知事に対し、損害を賠償するよう請求すべきであるにもかかわらず、これを怠っているのは県の財産の管理を違法に怠っていることになると主張している。

(1) 国家賠償法における重大な過失について

国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」と規定されており、県が求償権を取得できるのは、重大な過失があった場合に限られる。そこで、本件では、請求対象となっている練習に立ち会っていた顧問教諭1名、その他の顧問教諭3名、校長、副校長及び教頭について、重大な過失があったのかどうかについて検討する必要がある。

ある。

国家賠償法に関する重大な過失については、平成 26 年 1 月 16 日の最高裁判決における主文に対する反対意見の中で、「重大な過失の判断基準としては、当該公務員が自らの職務上の立場において負うべき注意義務の内容・範囲に照らして、〈1〉その注意を甚だしく欠いていたか、〈2〉僅かな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったか、の二つの観点から過失の重大性を判断することが相当である」とされている。

(2) 練習に立ち会っていた顧問教諭（以下「当該顧問教諭」という。）の過失について

請求人は、本件高校とは無関係の加害者OBが練習に参加し、特にフリーバッティングに参加させたことが重大な過失にあたると主張する。

事故当時は夏の大会が終了し、3年生が部活を引退したことにより部員数が7名と減ってしまい、できる練習が限られるという事情があることから、加害者OBは、顧問教諭2名から夏休みの期間に野球部の練習を手伝ってほしい旨の依頼を受けて練習に参加していたもので、本件高校と無関係ではない。フリーバッティングに参加した経緯については、本件事故が起きた日に練習に参加した部員が5名で、フリーバッティングのローテーションに余りが1名生じる状況であり、これを補うために加害者OBがフリーバッティングに参加したもので、加害者OBを練習に参加させ、フリーバッティングに参加させたことが、社会常識に反するとは言えない。

また、顧問教諭が負うべき注意義務については、最高裁判決において、「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである」（平成 18 年 3 月 13 日最高裁第二小法廷判決）と判示されているところ、本件事故に係る損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）において、令和 4 年 10 月 4 日に裁判所が心証開示により指摘した県の過失の内容は、原告（被害者）は、ネットに隠れるよう指示を受けても体が流れて回避する動作ができない状況で、当該顧問教諭がその状況を認識していたとすれば投手役を止めさせる中止義務があるが、当該顧問教諭が声掛けしていたことからすると、その状況を認識していたと認められることから有責である、と指摘されており、裁判所は、「クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務」を果たすために「予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置」を執るべきであった時点を、当該顧問教諭がネットに隠れるよう指示してもそれができない状況を認識した時点であると判断しているものと認められ、加えて、裁判所が示した和解金の算定及び和解条項案において、原告に打球を直撃させた人物がOBであることは考慮されていない。

こうしたことから、当該顧問教諭が、本件事故の被害者がネットに隠れるよう指示を受けても体が流れて回避できる動作ができない状況を認識していたにもかかわらず、投手役を止めさせなかったことについては過失があったと認められるが、加害者

OBを練習に参加させ、フリーバッティング練習に参加させたことについては、和解協議を含む本件訴訟において裁判所が過失に当たるとの見解を有していたとは認められないように、過失があったとは認められない。

次に、当該顧問教諭が投手役を止めさせなかったことが重大な過失に当たるか否かについては、前件事故の発生を受け、神奈川県教育委員会教育長へ提出した前件事故に関する事故報告書（本件事故発生後の平成29年9月6日付け）において、「当該生徒が投球後、ネットに隠れる動作が不十分で打球を避けることができなかった。顧問からは口頭での指導は受けていたが、動作訓練まで徹底すべきであった」との校長意見が記載されているとおり、本件事故発生までの間に必要かつ十分な対応がなされておらず、事故当日の当該顧問教諭の判断についても、前件事故の教訓を生かし切れなかったことからすれば、その責任は重大であったと言わざるを得ないが、前件事故後において、打撃練習の際の対応として、打撃投手と打者との距離を15メートルに延ばし、併せてヘッドギアよりも頭部を覆う面積が大きくつばがあるヘルメットを使用するとともに、打撃投手に対して投球後にネットに隠れる動作をするよう声掛けを徹底するという再発防止措置が講じられており、部員のレベルに合わせて投球がストライクゾーンに入りやすいように投手と打席との距離を本来の距離より短い15メートル程度とする練習が、本件高校のような部員数や技術レベルの高校の野球部において一般的に行われている練習方法であることが確認され、また、当日も注意の声掛けがされていたと裁判所が心証を開示していることを踏まえれば、必要かつ十分な再発防止措置が講じられたとは言えないまでも、先に述べた最高裁判決の反対意見における重大な過失の判断基準により、顧問教諭として負うべき注意義務の内容及び範囲に照らしてその注意を甚だしく欠いていたこと、僅かな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったことを要件とする重大な過失であったとまでは認められない。

(3) 校長、副校長、教頭及び練習に立ち会っていない顧問教諭の過失について

学校教育法第62条の規定に基づき準用する同法第37条第4項、第5項及び第7項の規定により、校長は「校務をつかさどり、所属職員を監督」し、副校長は「校長を助け、命を受けて校務をつかさどり」、教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどることとされている。また、部活動中の事故に係る学校の注意義務については、最高裁判例において、「課外のクラブ活動であっても、それが学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実施について、顧問の教諭を始め学校側に、生徒を指導監督して事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定することはできない」（昭和58年2月18日最高裁第二小法廷判決）と判示されており、校長、副校長、教頭及び練習に立ち会っていなかった顧問教諭3名（以下「校長等6名」という。）について、各々の職務上の立場において負うべき注意義務の内容及び範囲に照らして、その注意を甚だしく欠いていたこと、僅かな注意をすれば有害な結果の発生を容易に予見することが可能であったことを要件とする重大な過失に当たるか否かを検討する必要があるが、請

求人は、請求書において、校長等6名の過失について、「Bの野球部練習への参加、特にフリーバッティングへの参加に、顧問の箴島教諭に、重大な過失があった。他の3名の顧問教諭、校長、副校長、教頭にも、同等の過失があった」としか主張しておらず、それ以外に校長等6名に過失がある理由を個別的、具体的に説明していないことを踏まえれば、上記のとおり、当該顧問教諭に重大な過失があったと認められない以上、校長等6名についても、重大な過失があったとは認められない。

以上のとおり、県は、顧問教諭4名、校長、副校長及び教頭に対する求償権を有するとは認められず、請求人が主張する財産の管理を怠る事実は存在しない。

(4) 和解金の議会承認について

請求人は、「本件事故の加害者が本件高校とは無関係の者である」という「重要な事実が議員に何等説明されていない第173号議案は、明確な議会の承認を得たとは到底いえず」無効と解すべきで、黒岩知事と花田教育長に対して不法行為に基づく損害の賠償を請求すべきと主張するが、上記に述べたとおり、加害者OBを練習に参加させ、フリーバッティング練習に参加させたことに過失があったとは認められないことから、このことが議会の審議において説明されていないとしても、そのことをもって議会の承認が無効になるものではなく、よって、県が不法行為に基づく損害賠償請求権を有するとは認められず、請求人が主張する財産の管理を怠る事実は存在しない。

3 結論

以上のことから、県は、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権及び不法行為による損害賠償請求権を有するものではないことから、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は存在せず、本件監査請求には理由がない。